

令和5年1月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 萩 敏彦

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 高澤 有美

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和4年12月分)について

令和4年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和4年12月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和4年12月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和4年度に発生した事務処理誤りが37件、令和3年度が13件、令和2年度が6件、令和元年度が4件、平成30年度が4件、平成29年度以前が45件、合計109件（市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた10件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な101件について、一覧で事象をお示ししています。

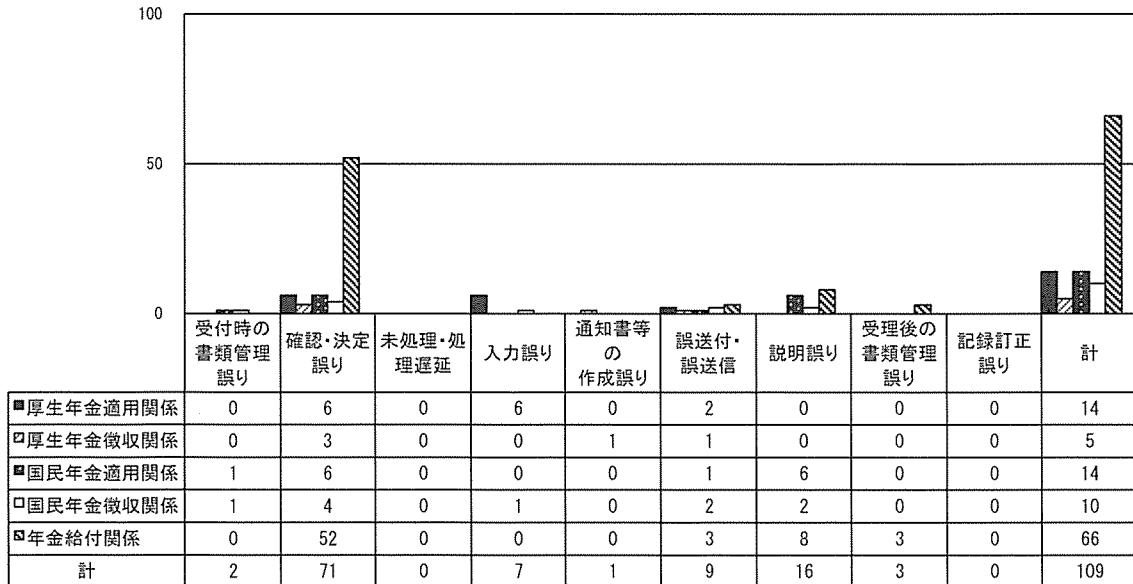
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	
件数	33(2)	1	1	1	2(1)	1	1(1)	2	0	0	3(2)	4(1)	4(1)	6	13(2)	37(10)	109(20)
割合	30.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.9%	0.9%	0.9%	1.9%	0.0%	0.0%	2.8%	3.7%	5.6%	11.9%	33.9%	100.0%	

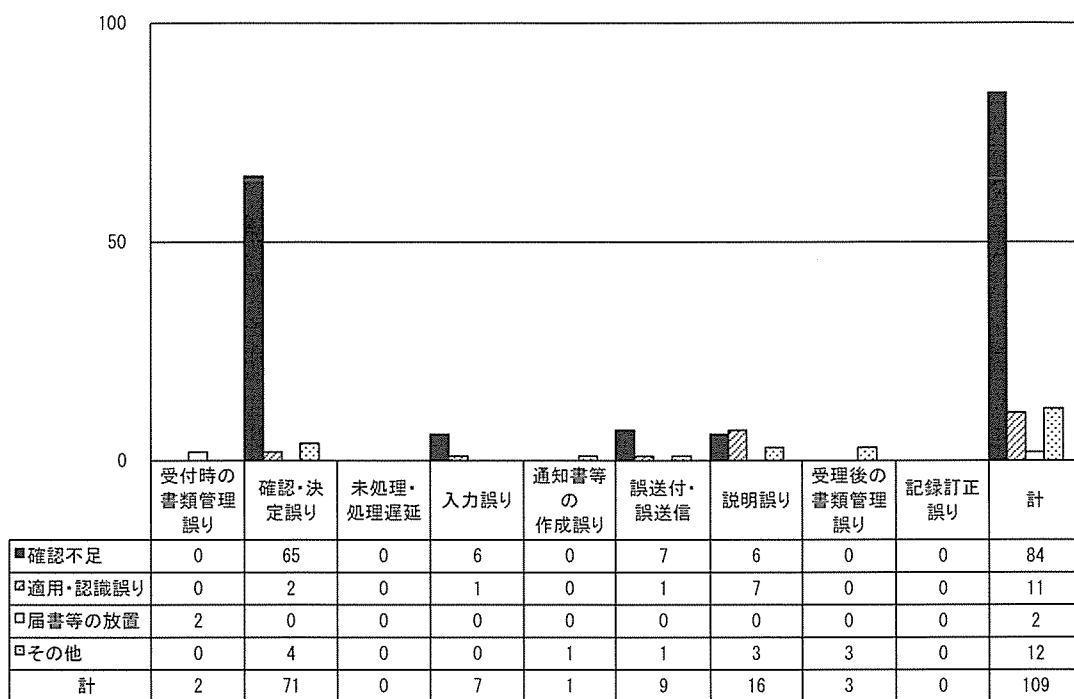
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

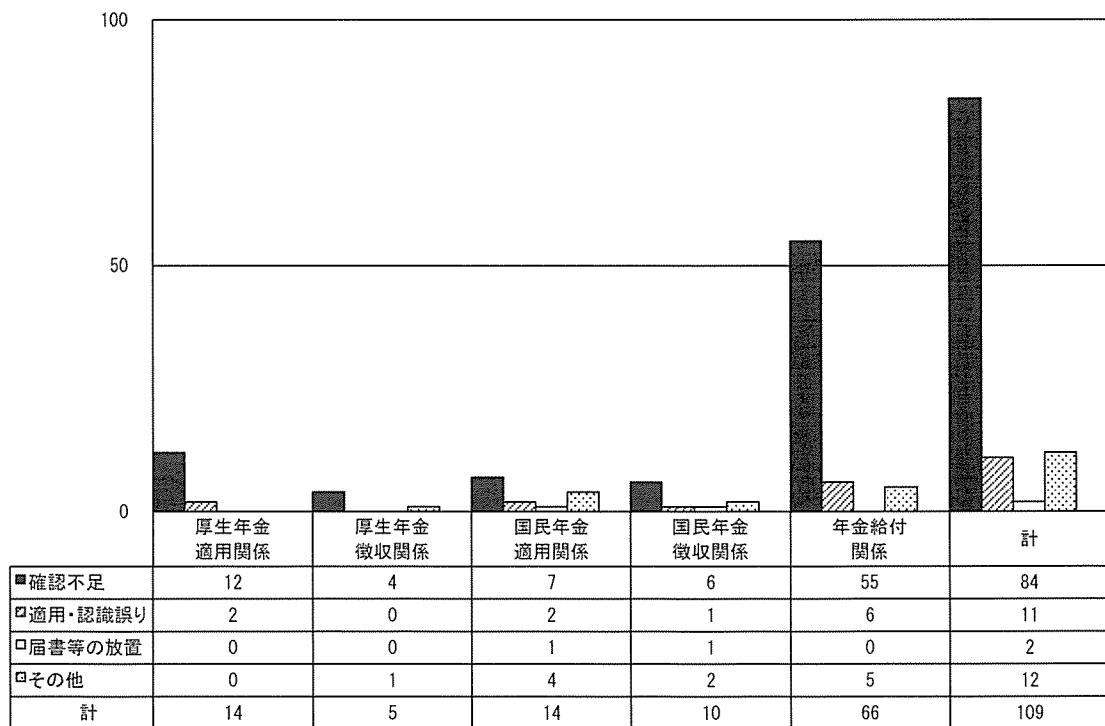
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



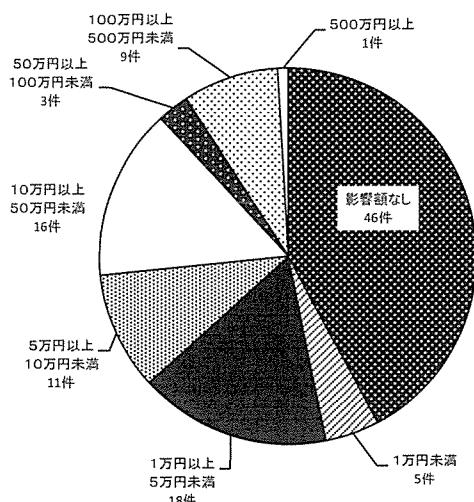
3 原因別・事務処理誤り区別内訳



4 原因別・制度等別内訳

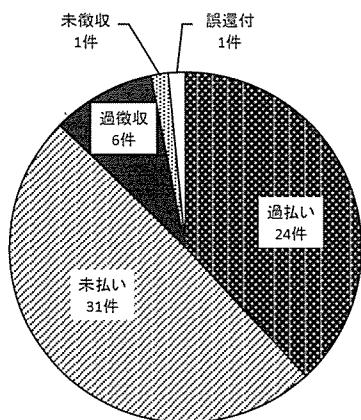


5 影響額別内訳



制度 影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徵収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徵収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	7	4	11	9	15	46
1万円未満	1	0	0	0	4	5
1万円以上5万円未満	3	0	1	1	13	18
5万円以上10万円未満	0	0	2	0	9	11
10万円以上50万円未満	1	0	0	0	15	16
50万円以上100万円未満	0	0	0	0	3	3
100万円以上500万円未満	2	1	0	0	6	9
500万円以上	0	0	0	0	1	1
計	14	5	14	10	66	109

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額(円)	平均金額(円)
過払い	24件	9,247,635	385,318
未払い	31件	19,626,213	633,103
過徴収	6件	3,989,340	664,890
未徴収	1件	129,613	129,613
誤還付	1件	19,779	19,779
計	63件	33,012,580	524,009

(注 1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注 2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	61件	56.0%
外部	48件	44.0%
計	109件	100.0%

III 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項目番号	事象	お客様への影響 (未払い・過払いの別)	令和5年1月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0	105,519件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	11件	1,093万円	8,081件	21.8億円
3	旧船員保険法の販売加算の加算誤り	未払い	2件	389万円	2,324件	19.4億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	251万円	400件	1.6億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	163万円	171件	3,422万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	159万円	88件	2.3億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	7件	24万円	2,394件	3.2億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	4件	154万円	14件	433万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	341件	5,432万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	317万円	53件	8,934万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	9万円	1,768件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	49件	3,106万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	105万円	53件	2,659万円
21	遡及決定時の届書微取扱による加給年金の加算漏れ	未払い	1件	44万円	2,458件	25.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	1万円	98件	923万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	60件	1.2億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	2件	471万円	40件	2,885万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	3件	260万円	99件	7,662万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	23件	1.0億円	1,959件	72.1億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	41件	216万円	26,100件	22.8億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	13件	3,823万円	1,070件	15.7億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	55件	7,064万円	1,530件	76.3億円
34	二以上事業所勤務履歴が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	0件	0円	86,660件	17.1億円
		過払い	37件	422万円	5,606件	2,537万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	2件	163万円	225件	4.2億円
		過払い	1件	24万円	126件	268万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	158件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	0件	0円	43件	1.2億円

※項目番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項目番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項目番35、項目番36、項目番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項目番38、項目番39、項目番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和4年12月分の事務処理誤り一覧(1~13ページ)

- | | | |
|-------------|----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1~12 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 3P | 整理番号 13~17 |
| 3. 国民年金適用関係 | 4P | 整理番号 18~29 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 6P | 整理番号 30~37 |
| 5. 年金給付関係 | 7P | 整理番号 38~101 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(14~17ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2022年10月25日	2022年10月28日	○事業所から問合せがあり、資格取得届受付時の確認不足により、別事業所の整理記号を入力したため、誤った保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、資格取得届受付時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年9月頃	2021年12月9日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届処理時の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
3		入力誤り	香川	高松広域事務センター	2022年10月5日	2022年11月30日	○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届処理時の確認不足により、誤った標準報酬月額を入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して、算定基礎届処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	23,431
4			広島	広島広域事務センター	2022年9月15日	2022年10月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届処理時の確認不足により、誤った標準報酬月額を入力したため、保険料が過徴収になっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	5,750
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2022年10月4日	2022年11月2日	○担当部署で確認したところ、資格喪失者の賞与支払届処理時の確認不足により、資格喪失記録の登録をしなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失記録の登録を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格喪失者の賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,321,032
6	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域事務センター	2022年8月2日	2022年10月12日	○お客様から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届処理時の確認不足により、誤った標準報酬月額を入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,226
7	高齢任意加入被保険者の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2021年10月1日	2022年9月22日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入被保険者の月額変更届処理時の確認不足により、誤って処理不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入被保険者の月額変更届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8			東京	板橋	2022年1月5日	2022年10月11日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入被保険者の賞与支払届処理時の確認不足により、誤って処理不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入被保険者の賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2022年11月7日	2022年11月21日	○事業所から問合せがあり、被保険者生年月日訂正届処理時の確認不足により、誤った生年月日で処理を行ったため、介護保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の介護保険料は返納処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者生年月日訂正届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	19,779
10		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2022年11月17日	2022年12月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者における新規適用届処理時の確認不足により、事業主氏名を誤って入力したため、誤った決定通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った決定通知書は回収し、正しい決定通知書を送付しました。 ●委託業者に対して新規適用届処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
11	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2022年10月14日	2022年10月18日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
12			北海道	事務センター	2022年10月26日	2022年10月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の決定通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した決定通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
13	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	池袋	2022年9月20日	2022年11月2日	○事業所から問合せがあり、口座振替申出書処理時の確認不足により、他の事業所の口座を登録したため、他の事業所の保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替申出書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	2,468,718
14							○社会保険労務士から問合せがあり、保険料計算時の確認不足により、保険料納付が必要な期間を含めずに処理したため、誤った納入告知を行っていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料計算時の確認を徹底するよう周知しました。			
15							○担当部署で確認したところ、換価の猶予処理時の確認不足により、誤った延滞金額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、換価の猶予処理時の確認を徹底するよう周知しました。			
16	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	半田	2022年10月3日	2022年10月28日	○事業所から問合せがあり、換価の猶予通知書作成時の確認不足により、他の事業所の名称が記載された通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、換価の猶予通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
17	厚生年金徴収関係届書の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	北見	2022年12月1日	2022年12月5日	○破産管財人から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の破産管財人宛の文書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の破産管財人にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、正しい破産管財人に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
18	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年3月30日	2022年9月26日	○市区町村から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認不足により、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
19	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2019年4月10日	2022年10月20日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認不足により、必要のない国民年金資格喪失届を進達していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
20	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1993年11月9日	2022年6月27日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
21			千葉	千葉	1990年1月21日	2022年1月25日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間が強制加入期間となっているため、納付不要な保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について返付の処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	92,830
22			東京	中央	2021年5月21日	2022年9月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について返付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,610
23	説明誤り		東京	葛飾	2018年11月20日	2022年10月5日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
24			神奈川	横浜西	2011年6月頃	2021年11月26日		1名	なし	0
25			愛知	名古屋北	2013年12月2日	2022年6月8日		1名	なし	0
26			大阪	豊中	2017年9月3日	2022年11月16日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
27			鹿児島	加治木	2007年2月頃	2022年8月25日	○お客様から問合せがあり、海外転入の際に手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域事務センター	2022年10月27日	2022年11月7日	○事業所から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所に送付すべき国民年金第3号被保険者住所変更届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者住所変更届の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
29	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	奈良	大和高田	2022年5月24日	2022年8月17日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、書類の進捗管理不足により、国民年金資格取得届の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
30	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛知	昭和	2012年12月27日	2022年6月7日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			兵庫	尼崎	2019年10月17日	2022年9月15日				
32	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2022年3月28日	2022年8月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、送付せずに処理を行っていたため、口座振替が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33										
34	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2022年11月1日	2022年11月30日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料還付請求書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、還付が行えなかつたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,590
35	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	新潟	新発田	2022年3月29日	2022年7月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料納付書を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した国民年金保険料納付書を回収しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
36										
37	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理制度誤り	徳島	徳島南	2022年5月頃	2022年8月9日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、書類の進捗管理不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書等の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	8名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2002年2月28日	2021年8月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	309,940
39			千葉	千葉	2021年3月25日	2022年2月24日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	63,859
40			広島	広島広域事務センター	2021年4月6日	2022年11月15日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、処理が完了していない請求書を誤って処理済としたため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,500
41			広島	広島東	1982年8月25日	2022年1月25日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、受給権発生年月日を誤つて旧法通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,275
42			石川	七尾	2018年10月26日	2022年9月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
43		説明誤り	大阪	吹田	2010年2月12日	2021年12月23日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	587,143
44			山形	山形	2022年11月15日	2022年11月16日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士の年金相談時の確認不足から、受給要件を満たさないお客様に対して必要な説明資料をお渡していないうことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、説明資料を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
45	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	2014年5月15日	2022年6月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、誤った共済組合期間で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	249,286
46			福岡	西福岡	1997年11月10日	2022年5月26日		1名	未払い	51,967

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大分	別府	1996年10月5日	2022年7月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、誤った共済組合期間で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	107,757
48	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	1985年5月15日	2022年1月26日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金期間と厚生年金期間の重複期間を訂正せずに老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,082
49			東京	大田	1983年12月1日	2022年2月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金期間と厚生年金期間の重複期間を訂正せずに老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	739,814
50			秋田	鷹巣	1993年1月14日	2022年2月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った国民年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	459,395
51			山形	寒河江	1996年1月9日	2022年5月17日		1名	未払い	4,730
52			宮城	仙台東	1979年11月頃	2022年6月13日		1名	未払い	153,637
53			兵庫	加古川	2008年7月2日	2022年2月22日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	287,007
54			新潟	六日町	1966年2月頃	2022年10月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、任意加入のため免除ならない期間について、免除期間として年金を決定したため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,996
55			千葉	松戸	1977年4月1日	2022年7月8日		1名	過払い	42,172
56			千葉	松戸	1977年4月1日	2022年6月15日		1名	過払い	93,930
57			埼玉	越谷	1974年5月23日	2022年4月14日		1名	過払い	62,298
58			和歌山	和歌山東	1966年10月24日	2022年6月2日		1名	過払い	292,543

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
59	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	1966年2月2日	2022年5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、任意加入のため免除とならない期間について、免除期間として年金を決定したため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	40,243
60			広島	三原	2001年12月4日	2022年7月19日		1名	過払い	35,181
61			京都	京都西	1996年9月14日	2022年4月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、任意加入のため免除とならない期間について、免除期間として年金を決定したため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	52,024
62			京都	京都西	1988年5月15日	2022年6月2日		1名	過払い	151,038
63			宮城	古川	1973年8月10日	2022年7月14日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、任意加入のため免除とならない期間について、免除期間として年金を決定したため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	33,370
64			東京	武蔵野	1997年4月14日	2020年2月26日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った国民年金記録で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	73,146
65			岐阜	岐阜北	2004年4月8日	2022年7月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,685
66			京都	京都西	2000年11月11日	2022年6月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため、法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,951
67	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	1967年1月頃	2021年12月28日	○担当部署において確認したところ、受給権発生年月日の確認不足から、誤った受給権発生年月日で年金を決定したため、遺族年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,702

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
68	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2009年11月5日	2022年9月20日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,919,679
69			兵庫	西宮	2021年3月5日	2021年12月27日		1名	未払い	76,013
70			福岡	大牟田	1996年10月24日	2021年10月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,234,502
71			北海道	札幌北	2017年12月25日	2022年10月11日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、委託業者が誤った統柄で遺族年金請求書の入力処理を行ったため、本来加算されない寡婦加算が支払われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力処理時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	3,006,222
72	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2022年10月13日	2022年10月26日	○年金事務所から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、受給権発生年月日を誤って障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	259,266
73			大阪	守口	2022年2月2日	2022年7月14日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、本来請求することができない障害年金の請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
74			熊本	熊本東	2022年5月18日	2022年9月6日		1名	なし	0
75	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2001年1月頃	2022年8月2日	○未支給年金請求時の確認により、雇用保険の受給による支給停止期間の確認不足から、誤った期間で停止処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険受給期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,000
76			本部	中央年金センター	2022年9月15日	2022年9月27日	○担当部署において確認したところ、年金差押処理時の確認不足から、誤った金額で配当を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金差押処理時に金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,192
77			本部	中央年金センター	2022年6月24日	2022年8月30日	○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、誤った金額で支払処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時に年金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	30,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 9月12日	2022年 10月3日	○市区町村から問合せがあり、年金差押処理時の確認不足から、誤った市区町村に配当金を振り込んでいることが判明しました。 ●担当者が双方の市区町村にお詫びの上説明しました。正しい市区町村への配当処理を行い、正しく配当金が振り込まれたことを確認しました。 ●担当部署において、配当処理時に配当先の確認を徹底するよう周知しました。	2自治体	未払い	75,800
79		説明誤り	岐阜	岐阜南	2022年 8月24日	2022年 9月1日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の年金相談時の確認不足から、障害給付額改定請求書による年金額改定時期の説明が漏れ、届出が遅れたことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	167,006
80	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2012年 3月16日	2022年 10月6日	○担当部署において確認したところ、加給年金額支給停止事由該当処理時の確認不足から、加給年金の停止期間を誤り、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、加給年金額支給停止事由該当処理時に停止期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,492,331
81			本部	中央 年金センター	2021年 3月2日	2022年 8月25日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、配偶者の年金の受給状況の確認が漏れ、加給年金の停止処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時に配偶者の年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	32,575
82		説明誤り	兵庫	東灘	2014年 10月2日	2021年 11月30日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、子の加算額の加算要件を満たしているにもかかわらず、加算手続きの案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に子の加算額の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,770,022
83	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 3月28日	2022年 7月14日	○担当部署において確認したところ、再裁定処理時の確認不足から、誤った金額で支払処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理時に年金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	23,428
84	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 6月6日	2022年 8月15日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、寡婦加算の停止処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	58,432
85			石川	金沢南	1996年 11月23日	2022年 7月29日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、老齢厚生年金の停止処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,529,656

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
86	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大分	別府	1994年 6月6日	2022年 7月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、選択申出書の案内が漏れたため、必要な選択処理が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に必要な届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	650,948
87	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	鹿児島	奄美大島	2021年 12月17日	2022年 2月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金選択申出書を提出する際に年金生活者支援給付金の案内をしなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,060
88	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2022年 7月頃	2022年 9月26日	○お客様から問合せがあり、未支給年金処理時の確認不足から、誤った金額で未支給年金の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金処理に死亡者の年金振込状況の確認を徹底するよう周知しました。	10名	未払い	1,288,954
89			東京	立川	2019年 11月13日	2022年 10月24日	○共済組合から連絡があり、共済組合期間の確認不足から、届出のあった未支給年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する未支給年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
90	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2022年 8月3日	2022年 11月9日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更処理時の確認不足から、処理が完了していないにもかかわらず誤って処理不要としたため、変更前の口座に振り込まれていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、受取機関変更処理時に処理状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91		説明誤り	愛媛	松山西	2022年 11月28日	2022年 12月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金の受取方法が口座振込であるにもかかわらず、郵便局の窓口受取であると誤った説明を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に受取方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
92	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	福島	平	2018年 4月26日	2022年 9月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録の統合処理を行い、年金を決定したため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	108,482
93	年金見込額の誤り	説明誤り	兵庫	豊岡	2022年 6月1日	2022年 9月15日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金記録による見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
94	死亡一時金の誤り	説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2020年4月8日	2022年8月22日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、死亡一時金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、請求の案内をしていなかったため、一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
95	年金給付関係通知書等の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2022年11月18日	2022年11月18日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、交付時の確認不足から、誤った受付日で受付控を交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、交付時に受付日の確認を徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
96	年金給付関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	山形	米沢	2022年10月12日	2022年10月17日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき被保険者記録照会回答票を誤って別のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した回答票を回収し、本来送付すべきお客様へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
97	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	市川	2022年11月2日	2022年11月4日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の交付時の確認不足から、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
98			熊本	熊本西	2022年8月8日	2022年10月26日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、交付時の確認不足から、他のお客様の受付控を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、交付時に対象者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
99	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	本部	中央年金センター	2022年3月22日	2022年5月31日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、加給年金額対象者不該当届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を再度受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともにシステムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
100			京都	京都南	2022年6月頃	2022年7月8日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、未支給年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を再度受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともにシステムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
101			岡山	岡山広域事務センター	2022年3月頃	2022年5月20日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、未支給年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。届書を再度受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともにシステムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

(参考)「III 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項目番号	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ <p>※平成29年9月公表済みのものと同種の事象</p>
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和6年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかつたため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすことになった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項目番号	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月末満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書微取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行なうことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合(短期要件)または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合(長期要件)に、その遺族が受け取ることができる。 ○遺族厚生年金の年金額は短期要件・長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。 ○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するかを選択する。 ○その際は、年金額の試算を行なううえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行なう必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機関において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかつた結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保障庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかつたことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より選択申出書を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかつたために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○项番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が線下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の線下げ支給開始年月日で入力処理を行つたため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行つていて。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国民法に基づく裁定に当たつては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国民法に基づく裁定に当たつては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たつては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たつては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○项番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかつたケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であつて、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行つていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなつた。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システム的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であつても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなつていて。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤つて厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○障害基礎年金を受けていた方に、65歳に到達したこと新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行つ。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行つた結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

項目番号	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。 ○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。 ○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。